



金融庁における法令照会に係る照会

令和7年 1月 21日

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長 殿

【照会者】

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令及び具体的な論点

(1) 法令の条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項、同法第3条第1項

(2) 論点

物品の売買の媒介を業とする者（以下「売買媒介業者」という）が、物品売買の媒介の取引に付随して金銭の貸借の媒介をする場合、当該金銭の貸借の媒介は貸金業法第2条第1項第3号に基づき貸金業から除外されるが、その場合に、売買媒介業者以外の第三者が当該取引の売買媒介業者から委託を受けて金銭の貸借の媒介を行うとしても、貸金業法第2条第1項第3号の適用を受け、貸金業法第2条第1項本文に定める「貸金業」に該当せず、よって、当該第三者は、貸金業を営む者として貸金業の登録（貸金業法第3条）を要しないか。

2 照会に関する照会者の見解及び根拠

(1) 見解

売買媒介業者以外の第三者が売買媒介業者から委託を受けて行う金銭の貸借の媒介については、貸金業法第2条第1項第3号の適用はなく、貸金業法第2条第1項本文に定める「金銭の貸借の媒介」に該当して「貸金業」に該当し、当該第三者は、貸金業を営む者として貸金業の登録（貸金業法第3条）を要すると考える。

(2) 根拠

ア 貸金業法第2条第1項第3号の趣旨

貸金業法は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行っており（貸金業法第1条）、自ら金銭の貸付けをおこなう者のみならず、金銭の貸借の媒介を業として行う者についても、規制の対象としている。

他方で、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行う金銭の貸付けや金銭の貸借の媒介（以下総称して単に「貸付け」ともいう）については、その本来の取引に伴って行う取引相手方に対する貸付けである限りにおいて、貸金業から除外されている（貸金業法第2条第1項第3号）。同号の例外事由が設けられた趣旨は、同条項各号の他の例外事由と同様に、行為者やその態様から見て、貸金業法で規制しなくとも資金需要者等の利益の保護に欠けることがないからとされる¹。

イ 本来取引の当事者以外の第三者による金銭の貸借の媒介

上記のとおり、貸金業法第2条第1項第3号は、売買等の本来の取引を行う者がその取引に付随して行うものであるという、貸付けの行為者及び貸付け態様の特殊性に基づいて、当該貸付けを貸金業から除外するものである。

この場合に、業務委託等の法形式の下で、当該本来取引の当事者以外の第三者が、当該本来取引の相手方に対して金銭の貸借の媒介を行う場合には、同号が規定し予定する金銭の貸借の媒介の行為者及びその態様とは異なるものといえ、同号により貸金業から除外される前提を欠くものとする。

仮に、売買媒介業者以外の第三者が、売買媒介業者から委託を受けて業として金銭の貸借の媒介を行う場合にまで、同号に基づき貸金業法の規制を免れるとすれば、当該本来取引とは全く関係のない第三者が、貸金業法の規制を受けずに、金銭の貸借の媒介をすることができることになり、金銭の貸借の媒介について貸金業法の規制を及ぼす法の趣旨を没却するものとする。

ウ 貸金業者の外部委託に対する規制との対比

なお、貸金業者は、業務の効率化等のため、第三者に対し、金銭の貸借の媒介を含む貸金業の業務の委託を行うことができる。もっとも、貸金業者がかかる外部委託を行う場合には、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じることが義務づけられ（貸金業法第12条の2）、その措置の内容は貸金業法施行規則第10条の5各号に規定され、加えて貸金業者向けの総合的な監督指針にて貸金業者が貸金業の業務を外部委託する場合の監督上の観点が具体的に示され、もって、外部委託に伴うリスクの的確な管理や貸金業の業務の適切な運営の確保が担保されるべく規制が講じられている。

¹ 上柳敏郎・大森泰人編著「逐条解説 貸金業法」52～53頁（商事法務 2008年）

この場合に、貸金業法第2条第1項第3号に基づき、本来取引の当事者以外の第三者が外部委託により金銭の貸借の媒介を行うことも貸金業から除外されるとすれば、同条項に規定されていない者が金銭の貸借の媒介を行うにもかかわらず、外部委託における上記の規制も一切講じられないこととなり、均衡を失するものとする。

エ 結論

以上から、売買媒介業者以外の第三者が、売買媒介業者から委託を受けて業として「金銭の貸借の媒介」に該当する行為を行う場合、貸金業法第2条第1項第3号の例外条項の適用はなく、貸金業法第2条第1項本文に定める「貸金業」に該当し、当該第三者は、貸金業を営むものとして貸金業の登録(貸金業法第3条)を要するものとする。

(以 上)